

○又市征治君 社民党の又市です。

今日の委嘱審査では、自治体における臨時・非常勤職員の問題を取り上げたいと思います。

いわゆる小泉構造改革の進展の下で雇用形態の多様化が進んで、勤労者の生活が困窮化をしてきた、これは多く言われています。この状態を変える、生活再建を実現するというのが鳩山連立政権の使命であることは与党三党の合意でもあります。そうした任務を持つ連立政権だからこそ、官製ワーキングプアなどという言葉は何としても私は死語にしなければならない、こんなふうに思います。

先日、予算委員会において亀井大臣、昨日もおっしゃいましたけれども、この日本郵政における非正規職員の処遇に関する質問に答えて、自公政権時代、改革と称して、人間を道具扱いにして、安く使ってコストを下げていって利益を得ようとする経営が日本に蔓延をした。そして、我が国における人間を大事にする雇用の見本となる雇用形態をつくること、現状の非人間的な経営を変えることなくして郵政改革あり得ないとも実は述べられました。

亀井大臣が、国が一〇〇%出資の日本郵政では見本となるような雇用形態をつくるべきだと指摘されており、私自身もそのことは一貫して主張してまいりました。

じゃ、翻って自治体ではどうなのかということなんですね。自治体においても、この低賃金、不安定雇用の代名詞である臨時・非常勤職員が大変増大をして、今日では総務省の調査によると五十万を超える、こういう格好で言われている。

まず、大臣、この原因を、急増してきている臨時・非常勤の増大という問題をどのように分析をなさり、またこの事実をどう受け止めておられるか、まずこの認識をお伺いしたいと思います。

○国務大臣（原口一博君） これは日本全体の、今委員がおっしゃったように、人間らしい働き方を保障するという考え方がある時期後ろへ行ってしまった。そして、地方が三位一体改革を中心に大変疲弊をした。しかし、多様化するあるいは複雑化する社会の中で行政需要自体は増えていった。

そのために何が起きているかということ、正規職員と併せて臨時・非常勤職員の活用というものが余儀なくされてきた。ただ、その方々については、財政が厳しいですから、まさに今おっしゃるように、私も去年、当時の政権で現業職員と民間のある業態とを比べて、そしてそれではおかしいじゃないかと、こんなに民間は安いのに現業職員が高くていいのかみたいな、そんな調査をしようと思いました、それはおかしいと。働く人たち全体に対するまさに財の分配がゆがんでいるんだということを申し上げて、その調査の独り歩きは止めたわけですけども。

まさに私は、亀井大臣が日本郵政でも主張されているように、また又市先生がおっしゃっているように、人間らしい働きがあって初めて社会が成り立つんだと思います。すべての国会議員にとって雇用を保障するというのは責務なはずで。政府にとってもそうであります。労働者を分断させて、正規か非正規か、民間か官かということで戦わせるという政治は最悪の政治ではないかということで、私たちは連帯ということを申し上げてきたところでございます。

○又市征治君 今おっしゃったように、国、地方とも二〇〇五年から一〇年まで五・七%の純減を計画をして、削減計画は一〇年度末で一応終了と、こうなっていますが、さて、これは一体全体、今後も国、地方とも定員削減を進めていくのかどうかということが今問われている。

今、大臣おっしゃったように、どんどんどんどん事業が増えているのに、仕事が増えているのに、正規職員は減らしていきます。結果として、臨時、非常勤がどんどん増えていくという、こういう状況にされていく、こういう実態がある。

総務省の今年二月の地方公共団体定員管理研究会報告書の中の定員純減による住民サービスへの影響の項目では、純減幅が大きい内部管理部門において単純ミスが増加した、こういう指摘や、直接住民とかかわることがない部署における削減が間接的に今後の住民サービスに影響を与える可能性、これを懸念する意見も紹介をされております。

今後の定員問題を考える場合には、この間の正規職員の削減の肩代わりに臨時・非常勤職員が増大をし、その結果、国、地方の公共サービスに否定的なやっばり影響が出ている面というものも十分な検証をした上で、これは検討されるべき必要があるんだらうと、こう思うんですが、この件についての大臣の御認識をお伺いしたいと思ひます。

○国務大臣（原口一博君） まさに、人間らしい働き方ができないということは、公共サービスにおける働く人たちの権利が保障されていないということと同義でございますので、それはひいては公共サービスを受ける国民の権利を侵すものであるというふうに考えておまして、まさに委員がおっしゃるとおり、ここを総括すべきだというふうに考えておるところでございます。

一方で、地域が富を生み出す力とか、前も申し上げましたけれども、一九九八年の後年度財政試算を、二〇一〇年で幾らになっているかという、国の税収は九十三兆なんです。九十三兆で公共サービスを担っているはずの今のこの日本が、三十七兆の中でやっている。もっと地方はこれは厳しゅうございますけれども、そのこと自体に大きな問題がある。

私たちは、国全体の発展力、地域自体の富をつくる力、これを併せて増大させていくことが今の委員がおっしゃっていることに対する解になるんだというふうに考えております。

○又市征治君 二〇〇八年、九年にかけて実施された自治労の調査によりますと、常勤職員より臨時・非常勤職員の方が多自治体すら出始めていると。これは考えられない話ですね。一体全体、守秘義務を負っているこういう公務員がむしろ半分を割っているなんという、冗談じゃないと、こう言わにゃいかぬですね。

全体で、さっき申し上げたように六十万。そして、臨時・非常勤職員の六割以上がフルタイムかそれに近い勤務形態で仕事をしている。また、三割の方々は勤続三年を超えている。一方で、自治体というのはやはり雇用問題を扱う、そうした雇用行政もやっているのに、こういう実態を自ら、法的に言うならば大変大きな問題、こういうことがまかり通っているという状況ですね。

特定の職種、具体的に言えば学童指導員はほとんど全員が、また保育所と学校給食、それから図書館、公民館では半数以上が臨時・非常勤職員というように、臨時・非常勤職員がむしろ主な戦力になっているという、こういう職場さえも生まれてきたと。大変な私は、これはもう住民サービスの低下というか、そういう問題をもたらしている、あるいは幾つか法的にも問題を持ってきている、こう言わざるを得ないと思ひんです。

これに対して、これまでの総務省の取組どうだったのか、私も何回も言いましたよ、これは。

公務員部公務員課長名で昨年の四月二十四日に各都道府県総務部長などに発せられた文書、臨時・非常勤職員及び任期付短時間勤務職員の任用についてという文書がありますけれども、この中では、臨時・非常勤職員についての業務の内容や業務に伴う責任の程度は、任期の定めのない常勤職員と異なる設定とされるべきものであることに留意すべきである、何言っているんだと、これは。全く単なるあるべき論を単に言っているにすぎない、何一つ我々が求めてきた改善の答えになっていない、こういうことだと思ひんですね。

私何度も指摘してまいりましたが、実際には主として、あるいは常勤職員と同様に臨時・非常勤職員によって担われている、そういう職場はさっきも申し上げました。そういう実態がある。そういった現実から目をそらしてあるべき論を、建前論を何ぼ言たって何も改善にならないわけでありまして、そういう点では、この臨時・非常勤職員の任用、処遇をやはりしっかりと実態にまず照らして、それを認めた上でこの改善を図るべきではないかと、このように思ひますが、大臣の方から、私は認識は大臣とこれまで論議させていただいてほとんど変わらないと思ひますが、さてこれをどういうふうに改善をしていくか、その決意を含めて御認識をお伺いしたいと思ひます。

○国務大臣（原口一博君） まずは、先ほどの委員の御議論を伺うと、これまでの総務省の対応というのは、取りあえず見なかつたことにしようと、なかつたことにしようという、それでは何の対策にもなりません。

私たちは、一方でクラウド化や電子政府化ということで、人に対する行政サービスをもっともっと増やしていこうと考えておるわけでございますが、まず非常勤職員、臨時職員のその現状についてしっかりと総括をし、把握をすることから問題解決がスタートするんだというふうに思ひます。

人件費を抑制しているために、物件費でもってその中で膨らませてみたり、本当に劣悪な環境、これはある意

味じゃ労働基準法違反と史料されるものもあるんじゃないかというふうに思いますので、地方公共団体における様々な臨時職員あるいは非常勤職員の実態、そして諸手当の実態についてしっかりとした把握をし、そして政務三役会議でもその対策について議論をしてみたいと思いますので、御指導をよろしく願いいたします。

○又市征治君 次に、少し非常勤職員などの諸手当の問題について伺っておきたいと思うんですが、多くの自治体では条例によって非常勤職員に手当、つまり、わずかですけれども一時金とか退職手当だとかというのを支払っておりますけれども、地方自治法では、自治体の非常勤職員に対して諸手当を支給することは認めていない、こういう格好になっているわけですね。しかし、非常勤職員といってもかなり幅があって、現実には非現業の非常勤職員のみが諸手当支給を制約的に認められていないという、こういう状況にあります。

総務省は非常勤職員に手当を払ってはいけないと言っているようではありますが、しかし、茨木市や枚方市や東村山市の非常勤職員の一時金の支給に係る裁判では、勤務時間が正規職員の四分の三を超える、あるいは職務内容、勤務実態によっては非常勤職員と呼ばれていても条例で決めて手当を支給して構わないという判決が出されております。しかし、勤務実態が常勤職員と同様でない場合、支給対象外というふうになっています。また、総務省が非常勤職員として任用した職員を勤務実態において常勤の職員のように勤務させていることは非常勤職員の制度の趣旨から適切ではないと主張している。こういう現状では勤務実態が常勤職員と同じである非常勤職員のために諸手当支給の条例制定自体がこれはもう広がっていかない、こういうおかしげなことを言っている限りは、そういうことであります。

そこで、地方自治法をやはり私は改正すべきだと思うんで、これを改正をして、臨時・非常勤職員に対しても実態に応じて給与として諸手当が支給できるようにすべきではないか、このようにも考えます。これは臨時・非常勤職員の処遇改善に大きく貢献をする、こういう状況になると思うんですけれども、この点について前向きに御検討されるお考えがあるかどうか、お伺いしたいと思います。

○国務大臣（原口一博君） そもそも亀井大臣が日本郵政でお話をされているように、本当にこんなにたくさん臨時・非常勤職員というものが、そういう存在があっていいのか。今お話しの手当についても、常勤職員であれば給料、手当、臨時・非常勤職員であると報酬、費用弁償、こういう形になっています。同一労働同一賃金という形からしても非常にゆがんだ姿であると言わざるを得ません。

地域の住民ニーズの高度化、多様化に対応するため、地方独自の制度として任期付短時間勤務職員制度を設けておまして、この積極的な活用ということも考えられますけれども、やはり働き方そのものを見直すための地方自治法の改正、あるいは私たちは今地方政府基本法という法律を作ろうということによってやっておりますが、その中でも前向きに検討をお約束をしたいと、そのように考えています。

○又市征治君 是非よろしく願いしたいと思います。

ずっとこれ一貫して言ってきたもなかなか変わっていかない、こういう状況ですから、本当に政権が替わった、原口さんが大臣になられた、ここからは是非変えていただきたい、このように思います。

現在施行されているパート労働法、今日は山井さんも来ていただきましたが、パート労働法は、制定当初から国家公務員、地方公務員、船員を適用から除外をいたしております。その理由は、勤務条件等が法令等により定められている国家公務員及び地方公務員にはその施策がそもそもなじまないとか、パート労働法の趣旨、均衡の取れた待遇の確保等が地方公務員によって実現されることが想定されているようです。

しかし、地方公務員法には、平等取扱いの原則、これは第十三条ですが、あるいは職務給の原則、第二十四条、これが明記されていますけれども、その他の地方公務員に関する法令、条例においてパート労働法の趣旨が反映されているとは言い難い、このように思います。こういった実態が臨時・非常勤職員の処遇改善を阻害をしているということにもなるんだろうと思います。総務省としてはどのようにこの点はお考えか。

また、地方公務員をパート労働法の適用対象に加えることを検討すべきだと思いますけれども、これは厚労省、まず先にこの点のお考えをお聞きをし、総務省から、総務大臣から御見解を伺いたいと思います。

○大臣政務官（山井和則君） 又市委員にお答えを申し上げます。

又市委員が今の質問の中で指摘を既にされましたが、パートタイム労働法は、そもそも事業主が労働者に対して自主的に雇用管理の改善を行うための趣旨でありまして、勤務条件等が法令等により定められている国家

公務員や地方公務員にはなじまないため、適用除外となっております。

しかし、自治体の臨時・非常勤職員は、パートタイム労働法の適用対象外とはいえ、その待遇については、パートタイム法の趣旨を踏まえ、公務員法制において適切に対応されるべきものと考えております。

○国務大臣（原口一博君） 山井さんの話はいつも分かりやすいんですけども、今聞いていてちょっと、同じ政府として違う答弁はできませんけれども、やはり地方公共団体における臨時・非常勤職員の任用に当たっては、もちろん民間労働法制、この動向も十分に念頭に置きながら、公務員制度の特性上、様々な権利の保障という観点から見直しを図るべきであると、こういうことを考えております。

以上でございます。

○又市征治君 お二人に若干の違いはありますけれども、是非それは統一していただいて、いずれにしても、さっきから原口さんがおっしゃっているように、こういう働き方、こういうことがまかり通っている。一番、労働行政さえもやらなきゃならぬ自治体でこういうことがまかり通っている。そのことを、逆にむしろ国の側が、機械的に人を減らせ減らせ、事業が増えていることは関係なしにそんなことを言い続けてきてこういう実態まで起こした。そして今度は、そういう実態が起こったら、それに合わせた今度は法律を作っていくにゃなんという、こういう逆さになったようなことが起こってきているということが問題です。

私は、亀井さんあるいは原口さんがおっしゃっている問題というのは、今の政府の基本的な姿勢でなければならぬ。命を大切に政治だと、こう言っている。人を大切にしないで命を大切にできないわけであって、人を大切にすることは、一人一人が働くことが喜びであったり誇りが持てる、そしてちゃんと生活ができてい、こういう格好でなければならない。そこが崩されてきたことから改めるということが私は今度の政権のむしろスタートでないのか、基本でないのか、こんなふう思うし、これは共有認識なんだろうと思います。

そのところを是非変えるために、こういう点についても、今、非正規の問題、派遣労働者の問題、様々多くの問題があります。自治体においてもあるいはこれは国においても、こうした臨時、非常勤の問題しっかり取り組んでいただいて、そうしたものの期待にこたえられるような努力を心からお願い申し上げて、あと一分ほどあるんですが、終わりたいと思います。

ありがとうございました。